様式第36（第39条関係）

予納者の地位の承継届

（令和　年　月　日）

特許庁長官　　殿

1　予納台帳番号

2　承継人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

（国籍・地域）

3　代理人

識別番号

住所又は居所

氏名又は名称

4　提出物件の目録

（1）　承継人であることを証明する書面　　1通

（2）（協議が成立したことを証明する書面　　1通）

（3）（　　通）

〔備考〕

1　「承継人であることを証明する書面」は、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」、法人の合併によるときは「登記事項証明書」とする。

2　その他は、様式第１の備考１から17まで及び様式第６の備考１と同様とする。この場合において、様式第１の備考６中「請求人」とあるのは「承継人」と、備考13中「及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「及ばない」と読み替えるものとする。

（工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正）

第七条　工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（代理権の証明） **第三条の二**　次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面（委任状については、その写しを含む。次項において同じ。）をもって証明しなければならない。 一～三　［略］ 2　［略］	（代理権の証明） **第三条の二**　次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明しなければならない。 一～三　［略］ 2　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

様式第一を次のように改める。

様式第１（第２条関係）

現金納付に係る識別番号付与請求書

（令和　年　月　日）

特許庁長官　　殿

1　請求人

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

(国籍・地域)

2　代理人

識別番号

郵便番号

住所又は居所

氏名又は名称

〔備考〕

1　用紙は、日本産業規格Ａ列４番(横21㎝、縦29.7㎝)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に６㎝、左右及び下に各々２㎝をとるものとし、原則としてその左右については各々2.3㎝を超えないものとする。

3　文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りょうにかつ容易に消すことができないように書く。

4　「住所又は居所」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは「郵便番号」及び「住所又は居所」の欄は設けるには及ばない。

5　氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。

6　「請求人」又は「代理人」の欄の「氏名又は名称」(法人にあっては、「代表者」)の次に請求人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。

7　「氏名又は名称」は、法人にあっては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあっては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

8　請求人が外国人であって住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「住所又は居所」の次に、「住所又は居所原語表記」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、請求人が外国人であって氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「氏名又は名称」の次に「氏名又は名称原語表記」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあっては、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

9　日本に営業所を有する外国法人にあって、日本における代表者が手続を行うときは、「氏名又は名称」の次に「営業所郵便番号」及び「日本における営業所」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「代表者」の欄を設けるものとする。

10　請求人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者(法人に限る。)のとき(備考９に該当するときを除く。)は、「氏名又は名称」(名称の原語を記載する場合にあっては、「氏名又は名称原語表記」)の次に「営業所」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。

11　「(国籍・地域)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所又は居所」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。

12　第２条、又は特例法施行規則第３条の規定による識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は設けるには及ばない。

13　代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。